

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年11月20日

世田谷区

※本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とする。

1 業務概要

(1) 件名

プログラミング教育WEB教材に関するサービス提供委託

(2) 目的

区立中学校にて学習指導要領で定められている学習内容【技術・家庭科（技術分野）「D 情報の技術」】で取り扱う「生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する学習】について、教材を用いてより効果的に実施するため。

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

※契約の締結は単年度ごとに行うものとする。

※令和8～11年度については、令和7年度以降の実施状況を踏まえ、本業務に係る予算配当があり、かつ前年度の履行実績が良好であることや、区の「情報の技術」指導方針において当該WEB教材に関するサービス提供委託内容を継続して実施する方針であることを条件に、引き続き契約を締結する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

(4) 想定数量（令和7年度）

世田谷区立中学校29校 1～3年生 11,622人分

教職員 145人分

※令和8年度以降については、令和7年度の実施状況を踏まえ決定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 区が設置する本件選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- (6) 提案者が提供するWEB教材の学習データを保存するサーバーが、日本の国内法が適応される環境にあること。

3 委託事業者選定委員会

- (1) 区は委託先の候補者を選定するため、選定委員会を設置し審査する。
- (2) 選定委員会の構成員は次のとおり。
 - 教育研究・ICT推進課長 柄澤 武志
 - 教育指導課 統括指導主事 稲 満美
 - 世田谷区立中学校教育研究会 技術研究部長 濱川 一彦
 - 世田谷区立中学校教育研究会 視聴覚・情報教育研究部長 毛利 慎治

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 教材作成についての基本的な考え方は適切であるか
- (2) 教材の内容が学習を支援するために十分であるか
- (3) 個別最適な学習を行うために必要な学習データが蓄積され、教員の管理画面において分かりやすいインターフェースで表示させることができるか
- (4) アカунトの内容・登録・変更・配付・利用状況の把握の仕方は適切であるか
- (5) データ活用のために学習結果・履歴の出力が可能か
- (6) Microsoft アカунトのSSO (Single Sign-On) 対応ができるか
- (7) 本業務の実施体制(平常時・緊急時の連絡・連携体制)が整備されているか
- (8) 円滑な利用を支援するための方策及び体制は整備されているか
- (9) 個人情報の保護に関する考え方・管理体制が整備されているか
- (10) その他の提案事項は、効果的な学習が期待できるものであるか
- (11) 多種多様な端末機、動作環境に対応しているか
- (12) 類似業務に係る実績等は本業務を実施するのに十分であるか
- (13) 受託経費見積りの妥当性

6 手続等

- (1) 担当部課
 - 世田谷区教育委員会事務局 教育研究・ICT推進課
 - 〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号
 - 世田谷区立教育総合センター1階
 - 電話 03-6453-1503 ファクシミリ 03-6453-1534
 - E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp
- (2) 提案条件説明書(実施要領、提案要求仕様書)の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 令和6年11月20日(水)から令和6年12月3日(火)まで
 - ②方法 世田谷区のホームページからのダウンロードによる(区ホームページ画面よりページID20267を検索すると該当ページが参照可能)
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和6年12月3日(火)午後5時まで
 - ②提出先 世田谷区教育委員会事務局 教育研究・ICT推進課
 - ③方法 持参または郵送(締切日時必着、簡易書留に限る)による。
- (4) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限 令和6年12月25日(水)午後5時まで

- ②提出先 世田谷区教育委員会事務局 教育研究・ICT推進課
③方法 持参または郵送（締切日時必着、簡易書留に限る）による。

7 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6（1）に同じ。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (10) 提案書作成のために区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用してはならない。
- (11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替えまたは再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (12) 提案書の提出後であっても、審査に必要な場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (13) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (14) 詳細は、提案条件説明書による。